

京都市医療的ケア児等地域支援コーディネート事業（北部、西部圏域）に係る 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要及び基本事項

- (1) 件名
京都市医療的ケア児等地域支援コーディネート事業に係る業務
- (2) 業務内容
「京都市医療的ケア児等地域支援コーディネート事業に係る業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
令和8年6月1日～令和9年3月31日
- (4) 委託金額の上限
1圏域当たり4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 支払条件
委託料は原則として、受託者の請求により支払います。

2 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる事項のすべてを満たす者とします。

- (1) 本市競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登録されている者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと）あるいは、本市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。

[参考] 京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

(競争入札の参加者の資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、医療的ケア児等への支援に係る課題解消に取り組み、地域における支援体制を向上させる意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 参加の申込の日から契約の締結日までの間の期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、

支持、反対することを目的とした団体でないこと。

- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (7) 共同事業体による参加の申込にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（１）～（６）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

3 提出書類

- (1) 参加表明書（様式１） １部
- (2) 業務実績報告書（様式２） １部
共同事業体の場合は、全ての法人分について記載すること。
- (3) 基本方針等確認書（様式３） ５部
基本方針等確認書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知します。
- ア 「２ 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
 - イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
 - ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合
- (4) 見積書（任意様式） ５部（原本１部及び複写４部）
見積金額の積算内訳を必ず記載すること。
- (5) 活動地域での連携体制が担保されることがわかる資料（地域自立支援協議会からの推薦等） １部
- (6) 共同事業体の協定書（任意様式） ５部 ※該当する場合のみ
共同事業体の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。
- (7) 参加資格を証明する書類 各１部 **※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ**
京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、（１）～（６）に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）※申請日前３箇月以内に発行のもの（原本）
 - ・印鑑証明書 ※ 申請日前３箇月以内に発行のもの（原本）
 - ・納税証明書「その３の３」（国税及び地方税）※申請日前３箇月以内に発行のもの（原本）
 - ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式４）
 - ・使用印鑑届（様式５）
 - ・誓約書（様式６）

4 申込手続等

- (1) 提出期限
令和８年４月２４日（金）午後５時まで 厳守
※ 郵送の場合は、上記提出期限必着とします。
- (2) 提出方法

郵送又は持参により「10 問合せ先及び提出先」に提出すること。

5 質問及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は、「2 参加資格」に掲げる要件を満たす者に限ります。

(2) 質問方法

質問は、「10 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「医療的ケア児等地域支援コーディネーター事業に係る質問事項」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。

(3) 提出期間

令和8年4月17日（金）午後5時

(4) 回答

令和8年4月21日（火）までに、参加表明のあった方及び質問者全員に対して回答を電子メールで送信します。

6 選定方法

(1) 選定方法

選定は「京都市医療的ケア児等地域支援コーディネーター事業受託候補者選定会議」で行います。選定の対象は、基本方針等確認書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、基本方針等確認書等の提出書類に基づき審査し、評価の高かった者から上位1者を受託候補者に決定します。

また、必要に応じて、参加者に対しプレゼンテーションを実施する場合があります。プレゼンテーションを実施する場合は、事前に参加者に通知します。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。

(2) 評価項目

別表「京都市医療的ケア児等地域支援コーディネーター事業受託事業者選定基準」参照

(3) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、参加した事業者及び評価点その他契約の相手方を選定した理由がわかる情報を本市ホームページに公開します。

7 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

8 留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。

(2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。

(3) 提出期限以降における基本方針等確認書の差替え及び再提出は、一切受け付けません。

(4) 提出書類の返却は行いません。

(5) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

(6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

(7) 選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。

9 スケジュール

日時	内容
令和8年4月17日（午後5時まで）	質問受付締切（4月21日までに回答）
令和8年4月24日（午後5時まで）	基本方針等確認書受付締切
令和8年4月24日以降	プレゼンテーション※必要に応じて実施
令和8年5月上旬	受託者決定
令和8年6月1日	業務委託開始

10 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3937

FAX：075-251-1133

メール：kodomokatei-hattatsu@city.kyoto.lg.jp

※ 様式等の資料は、本市ホームページからダウンロードできます。

京都市医療的ケア児等地域支援コーディネーター事業受託事業者選定基準

別表

■評価基準

評価項目	評価番号	評価事項	評価点
基本方針	①	本業務の趣旨・目的を把握、理解し、基本方針を立てられているか。	20点
実施方法	②	「支援機関へのスーパーバイズ」について	5点
※各項目に係る実施方法に係る方針が 本事業の目的に効果的な取組として 期待できるか。	③	「医療的ケア児等へのコーディネーター支援」について	5点
	④	「研修の実施等による地域資源の開発等」について	5点
	⑤	「医療的ケア児等に関する情報把握等」について	5点
法人としての実施体制	⑥	法人として、これまでに類似又は関連する事業を実施した実績があるか。	10点
地域支援コーディネーターの配置	⑦	本業務を遂行するために必要な体制が確保されているか。	20点
関係機関との連携体制	⑧	実施地域において、関係機関と連携を図るための方針を定められているか。	10点
個人情報保護の徹底	⑨	業務に当たり、個人情報保護の必要性と、保護できなかった場合のリスク等を十分に認識し、方針を定められているか。	10点
見積金額	⑩	委託業務の内容に対して妥当な見積がなされているか。	10点
合計			100点

■項目評価点の考え方

判定	評価	評価点（評価番号別）		
		①・⑦	⑥・⑧・⑨・⑩	②・③・④・⑤
A	極めて良い	20点	10点	5点
B	良い	16点	8点	4点
C	普通	12点	6点	3点
D	やや不十分	8点	4点	2点
E	不十分	4点	2点	1点
F	悪い	0点	0点	0点

※最低制限の評価点は60点とし、当該評価点を上回った者とのみ契約を締結する。